

令和7年度 第3回神栖市職員採用試験 試験案内

神栖市職員の採用試験を次のとおり行いますので、お知らせいたします

1 職種、採用予定人員、勤務場所及び職務

職種※1		採用予定人員※2	勤務場所及び職務
1	建築学専攻者	1名程度	市長部局、教育委員会等の各課又は公の施設で、主に建築工事における施工計画の作成や工事施工に必要な技術上の管理等の業務に従事し、一般行政事務も行います。
2	土木学専攻者	1名程度	市長部局、教育委員会等の各課又は公の施設で、主に土木工事における施工計画の作成や工事施工に必要な技術上の管理等の業務に従事し、一般行政事務も行います。
3	幼稚園教諭・保育士	2名程度	市立の幼稚園で教諭又は市立の保育所等で保育士等の業務に従事し、一般行政事務も行います。
4	任期付職員 (社会福祉士又は精神 保健福祉士)	1名程度	市長部局、教育委員会等の各課又は公の施設で、主に福祉業務に従事し、一般行政事務も行います。

※1 全ての職種について、障がいのある人も受験可能です。障がいのある人が受験する場合の配慮等の内容につきましては、「12 障がいのある人の受験について」をご参照ください。

※2 申込者数が採用予定人員数を下回った場合でも、試験により不合格となることがあります。

2 採用予定日及び任期

(1) 採用予定日（全職種共通）

令和8年4月1日

(2) 任期（任期付職員の職種のみ該当）

職種	任用期間※
任期付職員（社会福祉士又は精神保健福祉士）	令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

※ 任期の初日から起算して3年を超えない範囲で、任期を更新する場合があります。

3 受験資格

以下の（１）の資格を有し、かつ（２）の欠格事項のいずれにも該当しない人

（１） 資格

以下のいずれかに該当する人

職種		受験資格
1	建築学専攻者	平成2年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人で、学校教育法による大学において建築技術関連科目を専門に履修し、当該大学を卒業した人又は令和8年3月31日までに卒業見込みの人
2	土木学専攻者	平成2年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人で、学校教育法による大学において土木技術関連科目を専門に履修し、当該大学を卒業した人又は令和8年3月31日までに卒業見込みの人
3	幼稚園教諭・保育士	平成7年4月2日以降に生まれた人で、幼稚園教諭の免許及び保育士資格をいずれも有する人、又は令和8年3月31日までに当該免許及び資格をいずれも取得見込みの人
4	任期付職員 (社会福祉士又は精神 保健福祉士)	昭和45年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による高等学校以上を卒業した人で、社会福祉士もしくは精神保健福祉士の資格を有する人、又は令和8年3月31日までに当該資格を取得見込みの人

（２） 欠格事項

ア 日本の国籍を有しない人

イ 拘禁刑（※）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

ウ 神栖市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない人

エ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

オ 令和7年度第1回又は第2回神栖市職員採用試験を受験した人（受験予定の人も含む）

※ 令和7年5月31日以前の犯罪行為による場合は、「拘禁刑」を「禁錮」と読み替えます。

神栖市職員採用試験は、神栖市民の貴重な税金により実施します。受験資格を満たす方であっても、はじめから当市職員として採用される意思のない方の受験は、固くお断りします。

4 試験の方法

(1) 職種ごとの試験の方法

職種	試験の方法
全ての職種	第1次試験、最終試験及び資格調査 ※最終試験は第1次試験の合格者に対して行います。

(2) 第1次試験

試験区分	試験の内容
総合適性検査 (SCOA)	[問題の難易度の目安] 高校卒業程度 [出題の内容] 公務員として必要な業務への適性、業務遂行に必要な基礎能力（言語的能力、数理的能力、論理的能力、一般教養、基礎英語）についての筆記試験 [解答方式] 全て択一式 [試験時間] 60分

※ 総合適性検査終了後に、パーソナリティ検査を実施します（全職種共通、約30分）。ただし、第1次試験の選考は総合適性検査のみで行い、パーソナリティ検査の結果については、最終試験に使用します。

(3) 最終試験

試験区分	試験の内容
作文試験	一般常識、論理性、文章表現力等について試験を行います。
最終面接試験	個別面接により、主に人物について評価を行います。また、一定のテーマで、論理的に話す能力について評価を行います。

(4) 資格調査

受験資格の有無等について調査します。

(5) 試験の棄権

各試験を一部でも受験しなかった場合、当該試験全体を棄権したものとして取り扱います。

5 試験日時と合否発表の流れ

区分	試験日時又は期間	試験会場
第1次試験	令和7年11月15日（土）から 令和7年11月30日（日）まで 上記期間のうち、希望する1日を予約して受験します。詳しくは、別紙「受験申込みから第1次試験受験までの流れ」をご参照ください。	全国47都道府県のテストセンター 全国に約300か所あるテストセンターから、希望する試験会場を予約して受験します。詳しくは、別紙「受験申込みから第1次試験受験までの流れ」をご参照ください。

（第1次試験の合否発表の方法及び予定時期）



令和7年12月10日頃を目安に、受験者のマイページ※1に合否の結果を掲載します。

※1 「11 マイページについて」 参照

区分	試験日時※2	試験会場※2
最終試験	令和7年12月20日（土）、21日（日）	神栖市役所（神栖市溝口4991番地5）



最終試験の合格発表予定時期	合否発表の方法
令和8年1月中旬を予定	最終合否通知を、 各受験者の住所宛に郵送

※2 試験日・試験会場の変更について

最終試験の試験日時及び試験会場については、第1次試験の合格者数等の状況により変更となる場合があります。変更のない場合も含め、詳細は、各試験の受験予定者に改めてお知らせします。

6 合格から採用までの流れ

合格者は、職種ごとに採用候補者名簿（有効期間1年間）に登載され、採用者が決定されます。採用の時期は、原則として令和8年4月1日以降となります。

採用候補者名簿登載者以外に、辞退等を考慮して「補欠合格者」を決定することがあります。「補欠合格者」は、令和8年3月31日までを有効期限とする補欠合格者名簿に登載されますが、必ず採用になるとは限りません。

7 所定の資格を取得できなかった場合の取扱い

特定の資格の取得見込みで受験し合格した者が、「3 受験資格」で規定された資格を所定の期間内に取得できなかった場合、採用候補者名簿から削除され、採用資格を失います。

8 試験成績の開示について

試験成績（受験者本人のものに限ります）の開示を希望する場合、各試験の可否発表の日から起算して2週間以内に、神栖市職員課まで、受験者本人が直接お越し下さい。なお、開示対象者及び開示内容は、試験区分ごとに次のとおりです。

試験区分	成績開示の内容	備考
第1次試験	[開示対象] 不合格者 [開示内容] 総得点及び総合順位	・受験者本人以外からの開示希望や、電話、メール等による開示希望は受け付けません。 ・左記以外の内容は、お問い合わせいただいてもお答えできません。 ・土日祝日は除きます。
最終試験	[開示対象] 受験者 [開示内容] 総得点及び総合順位	

9 給与・勤務条件等

(1) 給料月額

学校卒業直後に採用された場合の給料月額は、次のとおりです。（令和7年4月1日現在）

学 歴	給料月額（基本給）	備考
大 学 卒	225,600円	最終学歴以降に職歴等を有する場合は、それらを考慮したうえで初任給を決定します。
短 大 卒	207,400円	
高 校 卒	194,500円	

(2) 諸手当

給料の他に支給される主な手当は次のとおりであり、要件に該当する職員に支給されます。（令和7年4月1日現在）

手当の名称	手当の内容
地 域 手 当	地域ごとの民間企業の賃金水準を反映する目的で支給される手当です。
通 勤 手 当	公共交通機関や、交通用具（自動車や自転車等）で通勤する職員に対し、通勤距離に応じて支給される手当です。
時 間 外 勤 務 手 当	正規の勤務時間外に勤務を命じられて勤務した場合に支給される手当です。
扶 養 手 当	職員が、配偶者、子又は60歳以上の父母等を扶養する場合に支給される手当です。
住 居 手 当	職員が自身の名義で借りているアパート等に住んでいる場合に、家賃額に応じて支給される手当です。
期 末 勤 勉 手 当	年2回、6月と12月に支給される手当です。

(3) 勤務時間・休日

原則として※、1日の勤務時間は午前8時30分から午後5時15分まで（休憩を除く7時間45分勤務）、休日は、土曜日、日曜日、祝日法による休日及び年末年始（12月29日～1月3日まで）となります。

※ 出先機関（例：保育所、図書館、公民館など）の場合、それぞれの施設ごとの市民サービス提供日時等に応じて、勤務時間は上記と異なる場合があります。

(4) 休暇

①年次休暇

毎年1月1日付で20日が付与される有給の休暇です（4月1日採用の場合、採用1年目に付与される年次休暇は15日）。

消化できなかった年次休暇は、最大20日まで翌年に繰り越すことができます。

②特別休暇

特別な事情により職員が勤務しないことが相当である場合の休暇です。主な特別休暇は次のとおりです（令和7年4月1日現在）。

特別休暇の種類	日数等
夏 季 休 暇	6～10月の期間に6日
結 婚 休 暇	7日
産 前 休 暇	産前8週（多胎妊娠の場合、産前14週）以降、出産（予定）日まで
産 後 休 暇	産後8週までの期間
忌 引	職員本人と、亡くなられた方との関係に応じた日数
家族看護休暇	親族（配偶者、父母（配偶者の父母を含む。）、子（配偶者の子を含む。）、祖父母、孫及び兄弟姉妹。）1人につき5日、2人以上で10日
配偶者出産休暇	2日
育児参加休暇	5日（すでに子がいる場合であって、配偶者が次子を妊娠している場合に使うことができます）

(5) 福利厚生

職員の健康の維持・増進のための各種健康診断、レクリエーション事業、各種の給付・貸付事業等を行う共済制度及び互助会制度があります。

(6) その他の働き方に関する制度

働き方に関する主な制度は次のとおりです（令和7年10月1日現在）。

各種制度	制度内容
勤務時間の割振り	所属長の承認の上、職員の生活事情等に応じて、業務の開始時間を午前6時から午後1時15分までの間で、規則で定める時間に設定することができる制度です。
育児休業※1	3歳に達するまでの子を養育するために、職員の申出により勤務時間の全てを休業することができる制度です。
育児部分休業※2	小学校に修学する前までの子を養育する職員が、当該職員の申出により勤務時間の一部（1日につき2時間を超えない範囲又は1年につき10日を超えない範囲）を休業することができる制度です。
修学部分休業※2	職員の修学のため必要とされる時間について、勤務時間の一部（1週間につき20時間を超えない範囲）を休業することができる制度です。

※1 育児休業期間中は全て無給となります。同期間中におきましては、養育する子が1歳に達する日まで、共済組合から「育児休業手当金」等が支給されます。

※2 各部分休業期間中は、休業時間数に応じた金額を減額して給与を支給します。

10 受験申込みの手続き及び受付期間等

(1) 受験申込みの方法

受験申込みは、職員採用試験の受験申込み専用webサイト（以下、「webサイト」）で受け付けます。詳しくは、別紙「受験申込みから第1次試験受験までの流れ」をご参照ください。

なお、紙による受験申込みの受付は、原則実施しません。webサイトからの受験申込みが困難である場合、神栖市職員課までお問い合わせください。

(2) 申込受付期間

令和7年10月20日（月）午前10時00分 から 11月6日（木）午後5時00分 まで
（上記期間中は、土日祝日を問わず24時間申込みを受け付けています。）

(3) 問合せ先

採用試験に関するお問い合わせは、以下までお願いいたします。

電話による問合せ

神栖市総務部職員課：0299-90-1127

（祝日を除く月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで）

メールによる問合せ

saiyou@city.kamisu.ibaraki.jp

（土日祝日にメールでお問い合わせいただいた場合、回答は次の平日以降となります。）

1 1 マイページについて

(1) IDとパスワードの発行

受験申込みが完了すると、webサイト上のマイページにアクセスするためのIDとパスワードが受験者ごとに発行されます。

(2) マイページでの通知事項

受験者ごとの合否通知や、その他採用試験の実施に関する各種情報は、原則、マイページでお知らせしますので、自身のID・パスワードでマイページにログインし、内容をご確認ください。

また、マイページ上にお知らせ等を掲載する際は、その旨の通知を受験申込者のメールアドレス宛に送信します。

(3) IDとパスワードの管理

マイページへアクセスするためのID・パスワードは、他人に知られることのないよう十分に気をつけてください。

1 2 障がいのある人の受験について

障がいのある人の受験にあたっては、試験の実施方法及び実施環境等について可能な限り配慮いたしますので、ご希望の方は、以下のとおりお申し出ください。

(1) 試験会場の環境に対する希望の申し出

webサイト上で受験申込みをする際に、第1次試験会場の環境について希望する内容を申込みフォームに入力してください（例：車椅子の使用を希望など）。

ただし、会場によっては、ご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(2) webサイトによる受験申込みが難しい場合の申し出

障がいのため、パソコンやスマートフォンを使用してwebサイト上で受験申込みをすることが困難である場合、神栖市職員課までご連絡ください。